

鹿児島市立吉野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくようにするために行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は、学校における重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかななければならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにするために、いじめが行われなくなるようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら、組織的に問題の解決に当たる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校から警察へ相談・通報を行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、周りで見っていた児童からの情報等も丁寧に確認する。
- いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかのように見える場合
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合 など
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合 など

いじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷を付けられる、ごみ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

3 いじめの未然防止について

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議等で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関連する道徳・学級活動の授業、学級タイム等を行う。

イ 児童理解の時間を毎週の学年会の中に位置付け、情報の共有化を図るとともに、生活指導担当者は、職員朝会や児童サポート推進委員会、学期始めの生活指導強調週間の反省用紙記入等で全職員や生徒指導主任に報告する。

ウ 「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 児童会活動で、いじめ防止についての主体的な話し合いと取り組みを推進する。（標語・ポスター募集）

- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
 - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
 - ・ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
 - ・ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。(ふれあい委員会と総務委員会を中心に)
 - ・ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。
- (3) いじめが起きにくい集団の育成
 - ア 教師は、人間関係作りという視点からも学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。
 - イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
 - ウ 一人一人のよさを生かした分かる・できる授業づくりに努める。
 - エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
 - オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを、自分たちで解決する自己解決能力を育成する。
 - カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(交流給食、ふれあい集会、屋外清掃活動など)
 - キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるように、PTA活動を推進する。
 - ク 担任がPTA活動に参加し、情報収集するなどして、いじめ発生防止に努める。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成
 - ア 全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
 - イ 全校朝会等での表彰式や学校便りなどを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介することによって、自己有用感や自己肯定感を高める。
 - ウ 教師は、否定的な発言を避け、できる限り児童の良さを認め、励ます前向きな発言に努める。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、ささいな兆候であってもいじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのためには、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には下記6項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして、気になることについて、日頃から教職員同士(放課後、休み時間、学年会など)や保護者(放課後、教育相談、学級PTAなど)、関係機関と連絡を取り合う関係を築くよう努める。

早期発見のための6項目	担当者	具体的な取組
① アンケートの定期的な実施による情報収集・共有・面談	生活指導係	「学校楽しいーと」(5・10・2月) いじめアンケート(9月) ニコニコチェックの活用
② 「いじめ対策必携」の活用	生活指導係・学年主任	生活指導部会や学年会での読み合わせ・確認(学期始め・学期末、問題発生時)
③ 定期的教育相談による児童の状況把握と情報共有	教育相談係	教育相談日、何でも相談週間

④ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	教頭・教育相談係・生活指導係	案内文配布と周知（４月と適時）
⑤ 全職員による校内巡視等の実施	全職員	始業前，休み時間の校内巡視
⑥ 学校の取組の発信及び情報収集・共有	管理職・学年主任	学校便り及び PTA 運営委員会，学級 PTA など

5 いじめへ早期対応について

いじめがあることが確認された場合には、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等二人以上で事情を聴き取り、確認したうえで統一様式用の紙に記入する。生徒指導主任が、その日に、いじめ防止対策委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い、適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。事案に応じて、関係機関との連携を図るようとする。

《いじめ問題等への基本的な対応の流れ》

① いじめ情報の入手

↓	内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰が誰をいじているのか。(加害者と被害者の確認) ○ いつ、どこで起こったのか。(時間と場所の確認) ○ どんな内容のいじめか。(内容の確認) ○ いじめのきっかけは何か。(背景と要因) ○ いつ頃からか、どのくらい続いているのか(期間)
	手段	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校楽しいーと、ニコニコチェック ○ 担任の日常生活の観察・児童との会話 ○ 児童(被害者・級友)からの訴え(日記帳の記述, 相談) ○ 保護者からの訴え(電話, 連絡帳, 教育相談) ○ 養護教諭などの他教師との連携
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめはない」「いじめではない」などの個人的な解釈で看過しない。 ○ 他の教師からの情報協力をもらう。 ○ 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。 ○ 一人だけで解決しようとしなない。 ○ 自分の責任、指導力不足と思込まない。

担任→学年主任→生徒指導主任→管理職→いじめ防止対策委員会
→鹿児島市教育委員会

② 緊急いじめ防止対策委員会の開催

- いじめられた児童と通報した児童を徹底して守る。
(登下校時や放課後、休み時間、清掃時間などの見守り体制の構築)
- 対応方針と役割分担の決定

【対応方針決定時の協議内容】

- ・ 緊急度の確認(命にかかわる可能性の有無)
- ・ 詳細な調査の必要性(調査内容と方法の検討)
- ・ 具体的な指導・支援の方針(メンバー構成と役割分担)
- ・ 調査時や指導時の留意点の確認
- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関との連携の方向性
- ・ 警察への相談・通報

【役割分担】

- ・ いじめられた児童の事情聴取と支援（担任、学年主任、生徒指導主任）
- ・ いじめた児童の事情聴取と指導（担任、学年主任、生徒指導主任）
- ・ 保護者・関係機関への対応（教頭）
- ・ 教育委員会への対応方針についての連絡・相談（教頭）
- ・ 周囲の児童への指導（学年主任、生徒指導主任）

③ 正確な実態把握，児童への指導・支援，保護者・関係機関との連携

【児童】

- ・ いじめられた児童，いじめた児童，周囲にいた児童から個別に聞き取りを行う。
- ・ いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 事情聴取は，被害者→周囲にいた者→加害者の順に行う。
- ・ 情報の食い違いがないか，複数の職員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 聴取後は，当該児童の心のケアを行うとともに，担任（教頭同行）が保護者に直接説明する。

【保護者】

- ・ 直接会って，具体的な対策について話し，協力を求め，今後の学校との連携方法を確認する。

具体的な対応の仕方

【いじめられた児童への基本的な関わり方】

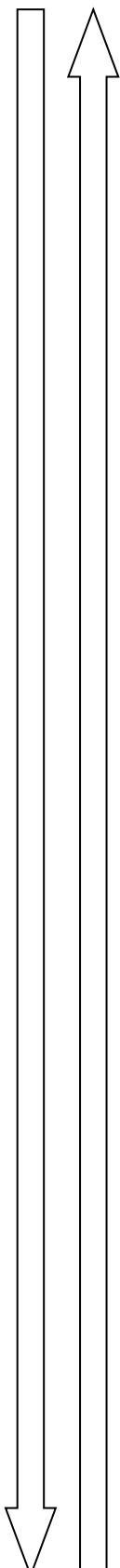
- ・ 児童の安全確保に配慮して安心させ，児童との信頼関係を築く。
- ・ 児童の話を聴くことを重視し，その思いを受け止め，共感的理解に努める。
- ・ 具体的な支援については，本人の意思や希望を大切にし，意向を確認しながら進める。
- ・ 適切なアセスメントを行い，二次的な問題の発生を防ぎ，傷ついた心のケアを行う。上記ポイントを押さえながら，いじめられた児童の心のケアを心掛けていく。

【いじめられた児童への対応】

- ・ いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに，秘密を守ることを約束し，安心感を与える。
- ・ つらさや悔しさなどを温かく受け止め，本人の意思を確認しながら，今後の対応を一緒に考える。
- ・ 決して一人で悩まず，大人に相談することの重要性を伝える。
- ・ 良い点を認め，励ますなど，自信回復への積極的支援を行う。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう，学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場作りを支援する。
- ・ 仲直りして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

【いじめられた児童と個別面談をする際の留意点】

- ・ 秘密が守られる環境を用意する。
- ・ 焦らずせかさず共感的に接する。
- ・ 心の整理をする時間を確保する。
- ・ 訴えてくれた思いや勇気を称賛し，肯定的に受け止めて返す。
- ・ まずは，教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。



【いじめた児童への基本的な関わり方】

- ・ いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ・ いじめられた児童の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
- ・ 加害児童や保護者に対し、SC・SSWを活用した指導だけでなく、適切な支援を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化・潜在化したりすることがないように、注意深く継続的に指導していく必要がある。

【いじめた児童への対応】

- ・ いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ・ 当事者だけでなく、周りの児童からも情報収集し、実態を把握する。
- ・ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ・ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ・ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ・ 場合によっては、警察等の協力を得たり出席停止措置をとったりする。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

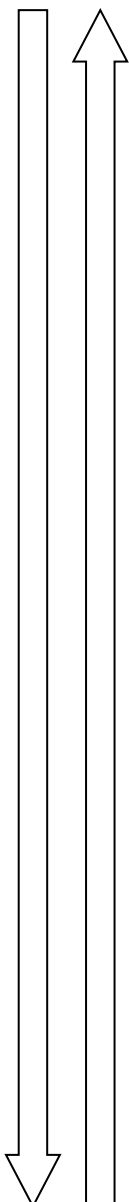
【いじめた児童と個別面談をする際の留意点】

- ・ “開き直り”に対処する。

暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと、教師や保護者を自分の都合のいい方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ・ 「被害者にも非がある」と認めてはならない。

「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合のいい方向に解釈することがある。
- ・ “いじめ”という言葉を使わずに指導する。

いじめた行為を指摘すると、「ただ借りていただけ」と自分の都合のよいように取り繕おうとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他人が使っていたりしたら、あなたどう思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点を当て、それはいけない行為なのだを指摘する。



【いじめられた児童の保護者への対応】

- ・ 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学校として児童を守り通すことを十分に伝える。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも連絡・相談するようにお願いする。
- ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

【いじめた児童の保護者への対応】

- ・ 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらおう。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 担任等が仲介役となり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ 児童のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

【傍観者への対応】

- ・ いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことを指導する。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定することになることを理解させる。
- ・ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解したうえで、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ・ いじめを訴えることは、告げ口ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

④ 指導体制の検討・今後の対応

- 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

【いじめ対応チームによる対応】

- ・ 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）
〈担任、学年主任、養護教諭〉
- ・ 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
〈生徒指導主任、管理職〉
- ・ 保護者との連携支援
〈学年主任、管理職〉
- ・ 関係機関との連携支援
〈管理職、スクールカウンセラー〉
- ・ その後の状況について教育委員会へ報告
〈管理職〉
- ・ 警察への相談・通報
〈管理職〉

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ア 生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症疾患を発症した場合
- イ 相当の期間（年間30日）欠席することを余儀なくされた場合

(2) 重大事態への緊急対応…通常のいじめ対応に付加する形で行う

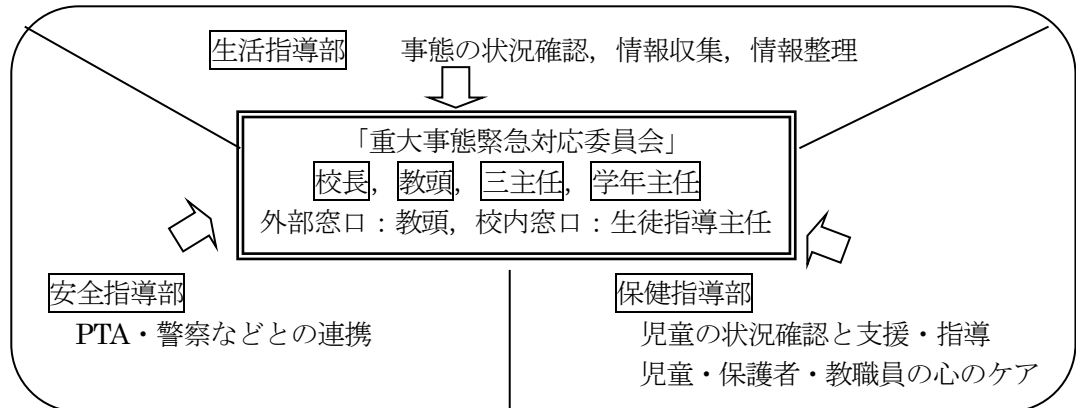
- ア 重大事態の報告
重大事態を認知した場合、市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- イ 全校体制による緊急対応
「緊急いじめ防止対策委員会」を設置し、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ PTA・警察などとの連携
- ウ 市教育委員会との連携
 - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・ スクールカウンセラーや臨床心理相談員などの緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・ 県教育委員会や警察などとの連携の要請

(3) 学校による調査

重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ どこで
- ・ 誰が
- ・ 何を、どのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

○ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

聞き取り調査を中心に実施し、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートな情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報提供児童の安全確保
- ・ 県教育委員会実施の「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施

- いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
(いじめられた児童が入院または意識不明等の病状や死亡した場合)
当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ウ その他留意事項
 - 心のケア
いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会にスクールカウンセラーや臨床心理相談員の派遣を依頼する。
 - 調査に当たっての説明
いじめられた児童及びその保護者に対して、事前に調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。調査結果についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。
 - 調査対象児童及びその保護者に対して
調査によって得られた結果については、分析・整理したうえで、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。
 - 報道取材等への対応
プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、教頭を窓口として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

7 その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校ホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ防止基本方針を更新していくようにする。